導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１） 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は佐賀県東部の中核都市鳥栖市や福岡県久留米市に隣接していることから、近年は良好な自然環境を生かした生活圏として注目されている。人口推計は平成 27（2015）年から令和２（2020）年にかけて人口増加となっており、令和２（2020）年の人口は 25,511 人で、定住促進住宅整備事業の推進等により人口減少が抑制されている。

産業は商工業、農業のバランスがとれた町で、旧３町の中心部および国道 34 号などの幹線道路沿いには地域商業が集積している。商工業者数及び小規模事業者数は減少傾向にあり、事業者の高齢化や後継者不在等の課題にも直面している。

このような中、中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

（２）目標

中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体となり、経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

本町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

本町の産業は、広域に立地している。広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

（２）対象業種・事業

本町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和５年 11 月 21 日～令和７年 11 月 20 日までの２年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、５年間のいずれかとする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

① 人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象外とし、雇用の安定に配慮する。

② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象外とし、健全な地域経済の発展に配慮する。

③ 本町税の滞納者は先端設備等導入計画の認定の対象外とする。